

# 10月入学者のみなさんへ 令和元年度後期授業料 免除申請についての案内 (社会人学生)

## 注意事項

- 1 授業料免除申請は、WEB入力による申請後、書類提出が必要です。
  - WEB入力期間：令和元年10月7日(月)～令和元年10月11日(金)17時まで
  - 書類提出期間：令和元年10月7日(月)～令和元年10月11日(金)17時まで
- 2 授業料免除申請（WEB入力）は、山口大学（共同獣医学研究科、連合獣医学研究科のみ、鳥取大学・鹿児島大学も含む）に設置してあるパソコンからのみになります。しかし、普段大学外にいる社会人学生の方は、システムへのアクセスが不可能なため、『1 授業料免除申請手順』をよく読み、授業料免除申請を行ってください。また、不明な点等がありましたら、山口大学学生支援課学生サービス係（電話番号：083-933-5611, E-mail：ga113@yamaguchi-u.ac.jp）まで早めにお問い合わせください。

## 授業料免除制度について

### ■授業料免除申請対象者

- 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- 授業料の各期毎の申請6ヵ月以内（新入生は入学年度の最初の学期に限り入学前1年以内）に、以下の理由により、授業料の納付が困難となった者

※申請6ヵ月以内とは…後期授業料免除申請では今年の4月1日以降を指します。

- 学資負担者が死亡した場合
- 風水害等の災害を受けた場合

### ■免除額

免除額は、各期授業料の全額または半額です。

※免除申請は、各期毎に必要です。

# 1 授業料免除申請手順

## (1) 必要書類の準備

・授業料免除申請に必要な書類は、山口大学HP上に掲載してある『2019 年度山口大学授業料免除申請のしおり』で確認してください。

<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/html/f06-02.htm#04>

・家庭状況等によっては、後日、書類の提出を追加で依頼をすることがあります。書類の追加提出を求められた場合は、本学が指定する期限までに提出してください。

●社会人学生のほとんどの方が必要になる書類を以下に示しますので、ご参考ください。

- ・『山口大学教育用計算機利用登録証』に記載のログイン名とパスワード  
※こちらを利用して、授業料免除担当職員がシステムへ代行入力します。
- ・授業料免除願（ワードで作成してください。）
- ・本人調書（代行入力を希望される場合は、自筆で記入できるよう様式をお送りしますので個別にご連絡下さい。）
- ・給与等支給（見込）証明書（平成30年1月2日以降に就職等した場合）
- ・平成31年度（平成30年中の所得が記載してある）同一世帯全員分の所得・課税証明書（本紙）
- ・平成30年分源泉徴収票（コピー）
- ・平成30年分確定申告書（第1・第2・第3表）（コピー）
- ・健康保険証・父母等の扶養に入っていないことの証明（父母等の源泉徴収票）のコピー（独立生計者の場合）

※A4より小さい・大きいサイズの書類は貼付台紙に貼って提出してください。

## (2) 書類提出（郵送）

●受付期間内に以下の書類を揃えて、提出（郵送）してください。

- ①本人調書（自筆で記入したもの）
- ②必要書類（申請者の家庭状況等により必要書類は異なります。）

①②を揃え、令和元年10月11日(金)までに**必ず届く**よう、郵送期間を十分考慮のうえ発送してください。

### 書類提出（郵送）について

○受付期間 令和元年10月7日(月)～令和元年10月11日(金)

○受付時間 9:00～17:00

○受付場所（提出先）

山口大学 学生支援課 学生サービス係 授業料免除担当 宛

住所：〒753-8511 山口県山口市吉田 1677-1

電話番号：083-933-5611

- 一度提出された書類は、返還や閲覧ができません。  
書類提出前にコピーをしておく、次回授業料免除申請時に利用できるものもあります。
- 免除申請所定の様式や所得・課税証明書、医師の診断書等、原本の提出を指定するもの以外は、コピーを提出してください。
- 本学へ書類到着後、授業料免除申請システムへ代行入力します。

### (3) 申請結果の通知

- 申請結果の通知時期について  
後期申請：：12月中旬～1月中旬（予定）
- 申請結果の通知方法について  
申請結果は、山口大学公式メール宛に送付します。申請結果の通知を行った際には、山口大学公式メール・山口大学HPに申請結果を送付した旨の連絡も行いますので、各自確認をお願いします。  
申請結果通知後、半額免除または不許可となった方は、申請結果の通知で指定した期限までに、該当の授業料を納付してください。  
授業料免除申請者は、申請結果が通知されるまで、授業料の納付が猶予されます。なお、授業料引落停止等の手続きは不要です。  
申請結果の通知より前に授業料を納付した場合は、授業料免除申請を辞退したものと扱いますので、十分注意してください。一度納付した授業料は返還できません。

## 2 注意事項

- 過去に授業料免除申請を行い、免除を受けたことがあっても、他の申請者の状況等により申請結果が変わることがありますので、留意してください。
- A4 サイズよりも大きい書類・小さい書類は貼付用紙に貼り、提出してください。
- 授業料免除申請は前期・後期毎に行う必要があります。山口大学公式メール・山口大学HP・掲示で申請方法等についてお知らせをします。見逃さないよう注意してください。申請の受付は、指定した期間以外は一切行いません。
- 授業料免除の申請結果通知後であっても、申請内容が事実と異なることが判明した場合や懲戒処分を受けた場合は、免除の許可を取消します。
- 申請書類は家庭状況をよく確認し、後期申請は10月1日現在（見込）の状況を申請者本人が記入し、準備してください。
- 申請理由・家庭状況が不明な申請、不足書類の多い申請は受けられません。